

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療制度に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

瑞穂市長

## 公表日

令和6年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、岐阜県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、被保険者情報の提供を受ける。</p> <p>②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。</p> <p>③特別徴収候補者情報をもとに特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料（納入）額通知書・納付書を被保険者に送付する。</p> <p>⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</p> <p>⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。</p> <p>⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>
③システムの名称	<p>【現行】</p> <p>・後期高齢者医療システム/・外字管理システム/・口座システム/・収納管理システム/・滞納整理システム/・宛名管理システム/・後期高齢者医療広域連合電算処理システム</p> <p>【標準化】</p> <p>・後期高齢者医療システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・外字管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・口座システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・収納管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・滞納整理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
1.後期高齢システムファイル 2.収納消込システムファイル 3.滞納整理システムファイル 4.口座システムファイル 5.後期高齢者医療広域連合電算処理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第85項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第115項、第116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 医療保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 市民部 医療保険課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4159
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・入力作業においては、必ず複数人で確認を行い、入力ミスがないようにする。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指静脈とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	評価実施機関名	岐阜県瑞穂市長	瑞穂市長	事後	
平成31年3月13日	I 1. ②事務の概要	<p>・後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、後期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度である。</p> <p>・都道府県ごとに後期高齢者医療後期連合(その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合)が置かれ保険者となる</p> <p>・保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者の全員と65歳から74歳の高齢者で障がいのある者を被保険者とし、その疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行う。</p> <p>・また、後期高齢者保険事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療保険広域連合と保険料を設定・賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請に対する応答</p> <p>②被保険者証、被保険者資格者証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書等の交付・再交付・返還受理</p> <p>③保険給付の受理</p> <p>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>⑤保険料の徴収</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の関係法令及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、岐阜県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。</p> <p>②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入力し、広域連合に提供する。</p> <p>③特別徴収候補者情報をもとに特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。</p> <p>⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</p> <p>⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。</p> <p>⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>	事後	
平成31年3月13日	I 1. ③システムの名称	・後期高齢システム/外字管理システム/口座システム/収納消込システム/滞納整理システム/宛名管理システム/後期高齢者医療広域連合電算処理システム	・後期高齢システム/外字管理システム/口座システム/収納消込システム/滞納整理システム/宛名管理システム/後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
平成31年3月13日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1.後期高齢システムファイル 2.収納消込システムファイル 3.滞納整理システムファイル 4.	1.後期高齢システムファイル 2.収納消込システムファイル 3.滞納整理システムファイル 4.	事後	
平成31年3月13日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成31年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	(削除)	事後	
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	医療保険課長 広瀬 照泰	課長	事後	
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月22日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月22日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成31年1月18日 時点	令和2年2月27日 時点	事後	
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和2年2月27日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年3月9日	評価書名	後期高齢者医療保険に関する事務	後期高齢者医療制度に関する事務	事後	
令和4年3月9日	I 1. ①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務	後期高齢者医療制度に関する事務	事後	
令和4年3月9日	I 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月9日	I 4. ②法令上の根拠	(なし)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第2 第82項、第83項	事前	
令和4年3月9日	II 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年3月9日	II 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年3月9日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手)	[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手)	事前	
令和4年3月9日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)	[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)	事前	
令和5年2月3日	I 1. ②事務の概要	⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。	⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。	事後	
令和5年2月3日	I 1. ③システムの名称	・後期高齢システム/外字管理システム/口座システム/収納消込システム/滞納整理システム/宛名管理システム/後期高齢者医療広域連合電算処理システム	・後期高齢システム/口座システム/収納消込システム/滞納整理システム/後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
令和5年2月3日	II 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年2月3日	II 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和5年2月3日	II 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年2月1日	II 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年2月1日	II 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I 1. ③システムの名称	・後期高齢システム/・外字管理システム/・口座システム/・収納消込システム/・滞納整理システム/・宛名管理システム/・後期高齢者医療広域連合電算処理システム	【現行】 ・後期高齢者医療システム/・外字管理システム/・口座システム/・収納管理システム/・滞納整理システム/・宛名管理システム/・後期高齢者医療広域連合電算処理システム 【標準化】 ・後期高齢者医療システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・外字管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・口座システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・収納管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・滞納整理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)/・宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事後	
令和6年12月10日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1 第59項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表85の項	事後	
令和6年12月10日	II 1. 対象人数	令和6年1月31日 時点	令和6年12月10日 時点	事後	
令和6年12月10日	II 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和6年12月10日 時点	事後	